

## 令和8年度及び令和9年度の青森県後期高齢者医療保険料率等について

### 1 改正に至る背景

- 後期高齢者医療制度の保険料率は、「高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項」の規定により、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるよう算定し、後期高齢者医療広域連合の条例で定めることとされている。
- 令和8年2月17日に開催された令和8年第1回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、令和8年度より、「子ども・子育て支援制度」が新設、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」が一部改正されることに伴い、令和8年度及び令和9年度の後期高齢者医療保険料の保険料率等の改正に係る「青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、令和8年4月1日付けで同条例が施行されたもの。

### 2 改正内容

#### (1) 保険料率（所得割率及び均等割額）

料率	区分	【改正前】 R6・7年度	【改正後】 R8・9年度
医療分	所得割率	9.90%	9.00%
	均等割額	4万6,800円	5万500円
子ども分	所得割率		0.20%
	均等割額		1,300円

※子ども分の令和9年度は未定

#### (2) 保険料の賦課限度額

保険料	区分	【改正前】 R6・7年度	【改正後】 R8・9年度
医療分	賦課限度額	80万円	85万円
子ども分			2万1千円

※子ども分の令和9年度は未定

#### (3) 所得の少ない被保険者に対して課する当該保険料の算定に係る基準の見直し

※軽減の対象世帯に係る所得判定基準額（30万5千円、56万円）を見直し

軽減割合	【改正前】 R6・7年度	【改正後】 R8・9年度
5割軽減	43万円 + (30万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者数等の数 - 1) 以下	43万円 + (31万円 × 被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者数等の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + (56万円 × 被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者数等の数 - 1) 以下	43万円 + (57万円 × 被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者数等の数 - 1) 以下

#### (4) 均等割額7割軽減対象者に対する保険料の軽減拡大（医療分）

低所得者の保険料を抑制する観点から、令和8年度及び令和9年度における均等割額7割軽減対象者の保険料（医療分）の均等割額を更に0.2割（1,010円）軽減する。

### 3 周知

- ・ 市ホームページ（令和8年4月1日公開済）
- ・ 広報あおもり（令和8年7月号掲載予定）
- ・ 後期高齢者医療保険料について、青森県後期高齢者医療広域連合を通じ青森市に納品されるパンフレットを納入通知書等に同封予定（令和8年7月13日発送）
- ・ 青森県後期高齢者医療広域連合においても、広域連合ホームページ、新聞広告（東奥日報・デーリー東北・陸奥新報）での周知を予定（令和8年7月頃）